# 助成金の大幅改正(その1)

に概説します。 ては、助成金の詳細ではなく、全体像とキーワードを中心 部を除いて安倍内閣では姿を消しています。今月号におい の賃金補助、昨今では高齢者雇用支援が目玉でしたが、一 **する助成金に軸足**が移されます。小渕内閣では新規雇用 算配分されてきましたが、今後は企業の「人材育成」を支援 リーマンショック以降は、「雇用維持型」の助成金を中心に予 分野の助成金にも相当程度の予算が配分される予定です。 アベノミクスの一つの矢である「成長戦略」では雇用関連

#### 雇 用 維 持 型



### 企業の人材育成支援

この政策転換の背景には、以下の3つの要因が挙げられ

## ①労働契約法の改正(本年4月)

し入れだけで転換されます。 れました。使用者の承諾の有無に関係なく、労働者の申 ない契約)に転換される規定が、労働契約法に盛り込ま は、労働者の申込みにより無期労働契約(期間の定めの ・有期労働契約が通算して5年を超えて更新された場合

### ②非正規社員の増加

・「労働力調査・2012年平均(速報)結果」によると、全 雇用者に占める非正規社員の割合は、前年比0.1ポ イント増の35.2%となり過去最高を記録した。

### ③成長分野への労働力シフト

の労働シフトを行う必要がある。 ・国際競争力の劣る分野から、成長が期待される分野公

> ①パートタイマー でしょうか。思いつくものを幾つか挙げてみましょう。 非正規社員とは言っても、具体的にはどういう方を指すの まず、一つ目のキーワードは「非正規社員」となります。

②フルタイムパート

③アルバイト

④フリーター ⑤契約社員

⑥準社員

巡りになりそうなので労働法の立場で簡潔に表現すると 要するに、一般的には「正規社員」以外の方を指します。そ いので各社各様で定義づけも微妙に違ってくるでしょう。 れじゃ、正規社員って何?って言いたいところですが、堂々 よく使うフレーズですが、法律で定義されたものではな

- ・期間の定めの無い契約
- ・フルタイム
- ·月給制
- •賞与支給
- ・退職金制度有り

は「正規社員」となります。 一般的には、こんな感じでしょうか。二つ目のキーワード

# 【非正規社員】

正規社員化するための、 を補助(賃金、研修費用)

三つ目以降のキーワードは

【正規社員】

### 【成長分野】

·健康、環境、医療福祉、農業、漁業、情報通信··· 次月以降で詳細を解説します。

#### 【人材育成】

ます。次月以降で詳細を解説します。 ・会社の行う教育訓練です。主に2つの種類に分けられ

金のメインとなるのは次の2つになります 以上、キーワードに基づいて解説してきましたが、助成

# ①日本再生人材育成奨励金

中小企業でも比較的利用しやすいでしょう。

- ・研修費の補助(企業内研修、外部研修)
- 研修期間中の賃金補助

が必要です。 から構成されます。対象企業は成長分野に該当すること

# ②若者チャレンジ奨励金(H25年度末までの措置)

記①の助成金と違って、中小企業での利用は少しハードルが 高いとかと感じています。 人あたり最大460万円とかなりの高額となりますが、前 35歳未満の方が対象となります。この奨励金の額が一

- ・訓練期間中の賃金補助(月15万円の補助、最長2年)
- ・正規社員に転換した場合の奨励金(最大100万円) 等々、かなりの大盤振る舞いですが、要求レベルも高く
- ・ジョブカードの作成

多岐に渡ります。例えば・・・

- ・評価シートの作成
- ・訓練カリキュラムの作成と計画的な運用
- ・OJT日報及びOFF-JT報告書の整備

いく予定です。 次月以降では①日本再生人材育成奨励金をご紹介して

社会保険労務士 赤井孝文 赤井労務マネジメント事務所 http://www.6064.jp